

いるか突棒漁業の制限措置等について

岩手県漁業調整規則第4条第1項第14号に掲げる次のいるか突棒漁業について、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項及び岩手県漁業調整規則第11条第1項に掲げる事項に関する制限措置等を次のとおり定める。

令和7年10月10日

岩手県

1 いるか突棒漁業

(1) 許可又は起業の認可をすべき漁業者の数その他の制限措置

漁業種類			操業 区域	漁業 時期	推進機関 の馬力数	船舶の 総トン数	漁業者の資格	許可または 起業の 認可をす べき船舶 等の数
水産動 植物の 種類	漁具の種 類その他 の漁業の 方法							
いるか突棒漁業	いるか	突棒	岩手県沖 合海面	1月1日 から4月 30日まで 及び11月 1日から 12月31日 まで	制限なし	20トン未 満	北海道に住所を有する者	2
							宮城県に住所を有する者	1

(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和7年10月14日から令和7年11月14日まで

(3) 備考

ア この許可の有効期間は、令和8年1月1日（令和8年1月2日以降の場合は許可の日）から、令和8年12月31日までとする。

イ この許可又は起業の認可には、次に掲げる内容の条件を付けることがある。

(ア) 宮城県以外に住所を有する者の場合

- a 乳飲み稚いるか又は稚いるかを伴う雌いるかを捕獲してはならない。
- b いしいるか（りくぜん型いしいるかを含む。）を除く鯨類を捕獲してはならない。

c 捕獲したいるかは、八木港、久慈港、田老港、山田港、大槌港、釜石港又は大船渡港に陸揚げしなければならない。

d いるか資源の保護又は漁業調整のため、知事が操業の停止若しくは一部を制限する指示をした場合には、これに従わなければならない。

(イ) 宮城県に住所を有する者の場合

a 乳飲み稚いるか又は稚いるかを伴う雌いるかを捕獲してはならない。

b いしいるか（りくぜん型いしいるかを含む。）を除く鯨類を捕獲してはならない。

c 捕獲したいるかは、八木港、久慈港、田老港、山田港、大槌港、釜石港、大船渡港、気仙沼港、女川港又は鮎川港に陸揚げしなければならない。

d いるか資源の保護又は漁業調整のため、知事が操業の停止若しくは一部を制限する指示をした場合には、これに従わなければならない。

ウ 許可等を受けようとする者は、その住所地を所管する都道府県知事の意見書を添えて別に定める書類を水産振興課総括課長に提出するものとする。

エ 許可又は起業の認可の申請の数が公示した船舶の数を超える場合においては、岩手海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、これに従って許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。